

① 以前から特別徴収（年金天引き）で6月と8月の保険料額を調整（平準化）したかた

前半（4・6・8月）の保険料は原則、2月と同額になりますが、この金額で納めていただくと、前半と後半（10・12・2月）の保険料の差が大きくなる場合があります。そのため、前半と後半の保険料が均等になるように、6月と8月の保険料額を調整（平準化）しています（4月分は法令により変更することができません）。

例えば… ♀ 前年度（令和7年度）の年間保険料額：120,000円

